

未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成事業に関する よくある質問 (Q&A)

1 助成金の受給要件について

Q1-1 就業先に制限があるか。

A 上天草市内の企業、団体または個人事業主に雇用される方や上天草市内において個人で農業または漁業その他の事業を営む方やその事業に従事する方が対象となります。

※公務員は助成対象外(ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く)

この場合の公務員は、国家公務員法及び地方公務員法の適用を受ける方です。

Q1-2 大学在学中に奨学金の貸与を受けていたが、大学を中退した場合は、助成対象となるか。

A 奨学金の貸与を受けていた在学中の学校等を卒業した方が対象となります。

Q1-3 受給要件に、「市税等の滞納をしていないこと」とあるが、市税等にはどのようなものが含まれるか。

A 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等の市税及び水道料等の使用料ならびに返還中の助成対象奨学金等が含まれます。

2 助成対象奨学金について

Q2-1 大学在学中、平成27年から平成30年度(4年間)に奨学金の貸与を受けていたが、助成対象奨学金に該当するか。

A 助成対象奨学金は、平成29年4月1日以降に貸与を受けた奨学金ですので、この場合、平成29年度及び平成30年度に貸与を受けた奨学金が対象となります。

Q2-2 複数の奨学金の貸与を受けたが、助成対象奨学金の対象となるか。

A 複数の奨学金も助成対象とすることが可能です。

3 助成金の額及び交付期間について

Q3-1 奨学金の返還期間は5年であるが、助成金の交付期間は何年になるか。

A 奨学金の返還期間にかかわらず、助成金の交付期間は、助成金の受給要件を満たしていれば、助成対象奨学金の返還開始年度の翌年度から最大で10年間です。

Q3-2 助成金額の計算方法がわからない。

A 別紙「助成金交付申請額計算表」を参考にしてください。計算表は、市ホームページからダウンロードできます。

Q3-3 助成対象となる奨学金の返還額に延滞金は含まれるか。

A 助成対象額に、約定利息を含みますが、遅延利息及び延滞金は含まれません。

4 助成金交付申請について

Q4-1 転勤のため数年後に上天草市から転居する予定だが、申請は可能か。

A 申請の初年度から10年間、上天草市に居住する意思がある方が助成の対象です。

Q4-2 申請時に上天草市に住民登録がないが、申請は可能か。

A 前提として、申請の初年度から10年間、上天草市に居住する意思がある方が助成の対象であり、更に、申請年度の前年度から引き続き上天草市に住民登録があることも条件です。

Q4-3 申請の前年度に助成対象奨学金の返還実績はないが、申請ができるか。

A 助成金の交付申請は、原則、助成対象奨学金を返還した年度の翌年度に限り、行うことができます。このため、申請の前年度に返還実績がなかった場合は、申請を行うことができません。ただし、奨学金を全額返還している場合、申請の前年度に返還実績がなくても申請を行うことができます。

Q4-4 学校等卒業後、助成対象奨学金を返還開始の初年度に一括で全額返還したが、申請は可能か。

A 受給要件を満たせば、申請初年度年以降も助成金交付申請が可能です。